

懲戒処分基準

| 非違行為の種類 | | 標準的な懲戒処分 | |
|---|------------|--|----------|
| 一般 服務 違反 関係 | 欠勤 | 正当な理由なく10日以内の勤務を欠いた場合 | 減給 戒告 |
| | | 正当な理由なく11日以上20日以内の勤務を欠いた場合 | 停職 減給 |
| | | 正当な理由なく21日以上勤務を欠いた場合 | 免職 停職 |
| | 遅刻・早退 | 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務（連続する30日の間に10日以上）を欠いた場合 | 戒告 |
| | 休暇の虚偽申請 | 病気休暇及び特別休暇について虚偽の申請をした場合 | 減給 戒告 |
| | 勤務態度不良 | 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給 戒告 |
| | 職場内秩序びん乱 | 暴行により職場の秩序を乱した場合 | 停職 減給 |
| | | 暴言により職場の秩序を乱した場合 | 減給 戒告 |
| | 虚偽報告 | 事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合 | 減給 戒告 |
| | 行政文書偽造・隠ぺい | 行政文書を偽造又は隠ぺいした場合 | 停職 減給 |
| | 事務処理不適切 | 処理放置など不適正な事務処理により公務運営に支障を生じさせた場合 | 停職 減給 戒告 |
| | 違法な職員団体活動 | 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議活動をし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合 | 減給 戒告 |
| | | 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合 | 免職 停職 |
| | 秘密漏えい | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職 停職 |
| | 個人情報保護違反 | 過失により個人情報盗難され、紛失し、又は流失した場合 | 減給 戒告 |
| | | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した場合 | 減給 戒告 |
| その業務に関して知り得た個人情報で行政文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合 | | 停職 減給 | |
| 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された行政文書を提供した場合 | | 停職 減給 | |

| | | | |
|----------------------------|---------------|--|-------|
| | 官製談合 | 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項の入札談合等関与行為を行った場合 | 免職 停職 |
| | 兼業禁止 | 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合 | 減給 戒告 |
| | セクシュアル・ハラスメント | 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行った場合 | 減給 戒告 |
| | | 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職 減給 |
| | | 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職 停職 |
| | | 職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職 停職 |
| 公金 公用 物等 取扱 関係 | 横領 | 公金又は公用物を横領した場合 | 免職 |
| | 収賄 | 職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求若しくは約束した場合 | 免職 |
| | 窃取 | 公金又は公用物を窃取した場合 | 免職 |
| | 詐取 | 人を欺いて公金又は公用物を交付させた場合 | 免職 |
| | 紛失 | 公金又は公用物を紛失した場合 | 戒告 |
| | 盗難 | 重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭った場合 | 戒告 |
| | 公用物損壊 | 故意に職場において公用物を損壊した場合 | 減給 戒告 |
| | 出火・爆発 | 過失により職場において公用物の出火又は爆発を引き起こした場合 | 戒告 |
| | 給与等の違法支払・不正受給 | 故意に法令に違反して給与等を不正に支給し、又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合 | 減給 戒告 |

| | | | |
|--------------------|---|---|-------|
| | 公金公用物処理不適正 | 自己保管中の公金の流用等公金又は公用物の不適正な処理をした場合 | 減給 戒告 |
| | コンピュータの不適正使用 | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給 戒告 |
| 公務外 非行 関係 | 放火 | 放火をした場合 | 免職 |
| | 殺人 | 人を殺した場合 | 免職 |
| | 傷害 | 人の身体を傷害した場合 | 停職 減給 |
| | 脅迫 | 人を脅迫した場合 | 停職 減給 |
| | 暴力行為 | 暴力行為（人を傷害するに至らないもの。）を行った場合 | 減給 戒告 |
| | 器物損壊 | 故意に他人の物を損壊した場合 | 減給 戒告 |
| | 横領 | 自己の占有する他人の物(公金及び公用物を除く。)を横領した場合 | 免職 停職 |
| | 窃盗・強盗 | 他人の財物を窃取した場合 | 免職 停職 |
| | | 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合 | 免職 |
| | 詐欺・恐喝 | 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合 | 免職 停職 |
| | 賭博 | 賭博をした場合 | 減給 戒告 |
| | | 常習として賭博をした場合 | 停職 |
| | 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用 | 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用した場合 | 免職 |
| | 酩酊による粗野な言動等 | 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合 | 減給 戒告 |
| | 淫行 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職 |
| | わいせつ行為等 | 公共の乗物等において痴漢行為若しくは盗撮行為又は住居等をひそかにのぞき見した場合 | 停職 減給 |
| | | わいせつ物を頒布又は陳列した場合 | 停職 減給 |
| 強姦、強制わいせつ等の行為をした場合 | | 免職 | |
| ストーカー行為 | ストーカー行為をした場合 | 減給 戒告 | |
| | ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条の警告を受けたにもかかわらず、なお、反復してストーカー行為をした場合 | 免職 停職 | |

| | | | |
|----------------|-----------|--|-------|
| 監督 責任 関係 | 指導監督不適切 | 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた場合 | 減給 戒告 |
| | 非行の隠ぺい・黙認 | 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合 | 停職 減給 |
| 関係 職員 関係 | 黙認 | 職員の非違行為を了知していたにも関わらず、これを黙認した場合 | 減給 戒告 |
| | 教唆等 | 非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助した場合 | 停職 減給 |

注

この基準は、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、次の場合は、標準的な懲戒処分より重い処分（停職のときは免職、減給のときは停職、戒告のときは減給）とすることを原則とする。

- 1 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- 2 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- 3 職員が管理又は監督の地位にあるなどその占める職の責任の度合が特に高いとき。
- 4 職員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

次の場合は、標準的な懲戒処分より軽い処分（停職のときは減給、減給のときは戒告）とすることを原則とする。

- 1 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- 2 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- 3 職員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

等のほか、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、この表の標準的な懲戒処分に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

なお、この表に定める例示以外の非違行為についても懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについてはこの表の例示に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、地方公務員法第28条第4項の規定により禁錮又は懲役の刑に処せられた場合は、職を失うこととなる。

なお、非違行為の事実を通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。